

八

本平遊書ハ臨時會費會及遊地ノ定額ニシテハマテノ事臨時會費ハ遊書
定額ニテ四十一日ヲ費シタリ無事ニ遊書ニシタリ

日ヲ出シ遊書ノ結果ニシテハ臨時會費委員ヘ交付スルコトニ決
定スル事臨時會費委員ハ臨時會費委員ニシテハ臨時會費委員ニシテハ

一、臨時會費委員ニシテハ

一、臨時會費委員ニシテハ

一、臨時會費委員ニシテハ

一、臨時會費委員ニシテハ

一、臨時會費委員ニシテハ

出入金簿ノ未精算ノ支取ヲ中止シテハ

一、臨時會費委員ニシテハ

財團法人協同會大阪支所

労働課長

事務主任

第 1795 號

昭和二年七月五日

大阪支所長 藤 澤 穆

總務部長 添田 敬一郎 殿

日毛爭議ノ覺書調印ノ件

爭議團員最後ノ決定投票ニヨリ遂ニ多數決（既報ノ如ク）調停者
ニ一任ト決シタ故ニ二十九日午後四時カラ加古川町役場ニ會社側
讚木、吉野、兩事務課長爭議團側ヨリ石橋、有末、中村、綾部四
交渉委員調停者三宅縣會議員、小山町長、松本村長、立會ノ上左
ノ覺書ニ調印セントスル

記

一、爭議團ハ直チニ解散スルコト

976
976